

大分県立図書館と大分県立芸術文化短期大学附属図書館の相互協力について

大分県立図書館と大分県立芸術文化短期大学附属図書館は、それぞれの図書館の利用者へのサービス向上を図るため、①図書の相互貸借に関する事項及び②資料の文献複写に関する事項について、次のとおり相互に協力するものとする。

第1 相互貸借

1. 相互貸借できる資料は、いずれかの図書館において原則として未所蔵のものに限り、その範囲及び数量は、当該図書を所蔵している図書館（以下「所蔵館」という。）の定めるところによるものとする。
2. 相互貸借された図書の図書館利用者（以下「利用者」という。）への貸出期間は、所蔵館から特別の条件を付された場合を除き、所蔵館から図書を借り受けた図書館（以下「借受館」という。）の定めるところによるものとする。ただし、所蔵館が業務上必要を認めた場合は、貸出期間中にもかかわらず、図書の返却を求めることができるものとする。
3. 借受館は、借受図書について受領してから返却するまでの間、その管理責任を負うものとする。
4. 借受図書を亡失又は汚損したときは、直ちに所蔵館に連絡し、所蔵館の定めるところに従うものとする。

第2 文献複写

1. 文献複写をすることができる資料の範囲は、所蔵館の定めるところによるものとする。
2. 文献複写の手続きは、利用者に所蔵館の定める文献複写申込書を提出させるものとする。ただし、著作権法に違反している場合は、これを受理しないものとする。
3. 文献複写の料金の支払方法は、所蔵館の定めるところによるものとする。
4. 複写物の利用による著作権法上の責任は、全て利用者が負うものとする。

第3 相互協力の窓口等

1. 両図書館はそれぞれ相互協力の窓口を設けるものとする。
2. 相互貸借及び文献複写の申込は、所蔵館が定める様式により、文書の送付又はメールにより行うものとする。
3. 資料の運搬はゆうメール、ゆうパック、あるいは運送業者によるものとし、送料は借受館が負担するものとする。

第4 協議

この文書に定めのない事項については、その都度双方の図書館が協議して定めるものとする。

第5 実施時期

この相互協力は、平成23年 4月 1日から実施する。

平成 23 年 3 月 15 日

大分市大字駄原587番地1
大分県立図書館長

金子 真



大分市上野丘東1-11
大分県立芸術文化短期大学附属図書館長 根之木 英

